

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第 1 2 5 号）

こども施設課

1 改正の理由

満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことによる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係

ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業の利用定員は 6 人以上 1 9 人以下とし、事業者は、当該事業を行う事業所ごとに、利用定員を定めるものとする。

イ 満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、利用の申込みに係る子どもの数及び当該事業所を現に利用している子どもの総数が当該事業所の利用定員の総数を超える場合には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる者が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(2) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、利用幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育を提供できない場合の代替保育の提供等に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。

イ 満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、小規模保育事業所 A 型の設備及び職員の基準のうち、満 3 歳以上の幼児に係る部分と同様とする。

(3) 満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る内閣府令及び厚生労働省令で定める基準を条例で定められた基準とみなす期間の終期は、この一部改正条例の公布の日とする。

3 施行期日

公布の日の翌日（ただし、2の(3)については、公布の日）